

松江市告示第 241 号

松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 13 日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的に、松江市地域生活支援拠点等整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「地域生活支援拠点等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(以下、「障害者総合支援法」という。)第 77 条第 4 項に規定する「地域生活支援拠点等」をいう。

(事業の内容)

第 3 条 本事業は、次の各号に掲げる機能を分担し、整備するものとする。

- (1)相談 介護者の急病等や障がい者等の状況変化等の緊急時(以下「緊急時」という。)における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保し、関係事業所等で情報共有のもと、緊急時に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2)緊急時の受入れ及び対応 短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保し、緊急時の受入れ、医療機関への連絡その他必要な支援を行う機能
- (3)体験の機会及び場の提供 障がい者支援施設や病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4)専門的人材の確保及び養成等 専門的な対応ができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行うほか、地域の様々なニーズに対応できる体制の確保等を行う機能
- (5)その他、障がい者等の地域生活の継続に必要と認められる機能

(実施方法)

第 4 条 この事業の実施主体は、松江市(以下「市」という。)とし、障害者総合支援法及

び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障がい福祉サービス等事業者、その他関係機関と連携して実施する。なお、第 3 条第 1 号に規定する対象世帯の事前の把握及び登録の一部を松江市基幹相談支援センターに実施させるものとする。

（対象者及び地域生活支援拠点等事業所の登録等）

第 5 条 この事業の対象者は、市内在住の障がい者等とする。また、第 9 条に定める登録を申請できる事業者は、本市の事業所指定（障害者支援施設の指定を含む）を受けたものとする。

（利用の届出）

第 6 条 第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する事業を利用しようとする者は、松江市地域生活支援拠点等緊急時利用登録届出書（様式第 1 号）を松江市基幹相談支援センターに提出するものとする。

2 松江市基幹相談支援センターは、前項の届出書の提出を受けた後、内容を確認のうえ利用登録を行い、届出を行った者に利用登録した旨を通知するものとする。

3 松江市基幹相談支援センターは、当該利用登録に係る情報について、台帳を整備のうえ管理するとともに、市と必要な情報を共有するものとする。

（変更事項の届出）

第 7 条 前条第 1 項に規定する届出を行った者は、当該利用登録に係る情報に変更が生じた時は、速やかに松江市地域生活支援拠点等緊急時利用登録変更届出書（様式第 2 号）を松江市基幹相談支援センターに提出するものとする。

（利用登録の取消し）

第 8 条 市は、第 6 条に規定する利用登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の内容により登録届を提出した場合
- (3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

（地域生活支援拠点等事業所の登録等）

第 9 条 第 3 条各号に掲げる機能を担おうとする事業者及び機能を追加する事業者は、運営規程に当該事業者が地域生活支援拠点の機能を担う事業所であることを規定し、その写しを添えて、事業開始予定月の前月 15 日までに松江市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、松江市

地域生活支援拠点等事業所登録に係る通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所（以下「拠点事業所」という。）の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、名称及び所在地、法人名、連絡先、担う機能、事業の種類等の公表を行うものとする。
- 4 登録事業者は、当該登録に係る申請事項（地域生活支援拠点等において担う機能以外の事項）に変更が生じた時は、速やかに松江市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 5 登録事業者は、当該登録に係る事業を廃止又は休止するときは、その1月前までに、再開するときは再開前までに、松江市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第5号）を提出するものとする。
- 6 拠点事業所は、実施した事業の内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。
- 7 拠点事業所の従業者及び従業者であった者は、地域生活支援拠点等における機能を担ううえで知り得た対象者に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正にこれを取り扱わなければならない。

（事前協議）

第10条 事業を実施しようとする事業者は、次に掲げる事項を事前に市と協議しなければならない。ただし、障がい福祉サービス等に要する費用の算定に際し、地域生活支援拠点等に関する加算を算定しない場合は、次の第4号から第7号までに掲げる事項を省略することができる。

- (1) 市の地域生活支援拠点等の整備状況の確認及び整備促進における課題等
- (2) 実際に支援を行う場合の連携方法
- (3) 整備状況の公表に係る周知方法
- (4) 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- (5) 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認。特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数、目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- (6) 連携会議の開催方法等
- (7) 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障がい児相談支援を除く）

（拠点事業所の登録の取消し等）

第11条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点事業所に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 拠点事業所が第3条各号に掲げるいずれかの機能を有しなくなったとき

(2)拠点事業所が第9条第6項に規定する記録の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(3)前2号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき

2 市長は前項の規定により、登録を取り消したときは、登録事業者に松江市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（運用の検証等）

第12条 地域生活支援拠点等における機能の充実及び強化を図るため、松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、運用状況の検証及び検討を行うものとする

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 第9条の規定による登録及びこれに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行期日の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

松江市地域生活支援拠点等 緊急時利用登録届出書

届出日 年 月 日

松江市基幹相談支援センター長

私は松江市地域生活支援拠点等整備事業の緊急時利用登録について、松江市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 6 条に基づき、次のとおり登録を届出ます。

なお、緊急時に備えることを目的に、本申込書の情報及び支援に必要な個人情報を、松江市、松江市基幹相談支援センター、関係する地域生活支援拠点等事業所及びその他本支援に係る関係機関と共有することに同意します。

届出者氏名	ふりがな		
	(18 歳未満の人を登録する場合 本人との関係 _____)		
登録者氏名	ふりがな		
生年月日			性別
住所			
電話番号	家の電話		
	携帯電話		
障がい手帳等の所持			
要介護区分			
登録の理由			
登録者の状況	主な障がい名又は病名		
	障がい支援区分		
	利用サービス		
	かかりつけ医療機関		
	病状・治療状況		
	服薬		
	その他		
想定される緊急時と対応			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

松江市基幹相談支援センター長

住所

氏名

松江市地域生活支援拠点等 緊急時利用登録変更届出書

松江市地域生活支援拠点等に係る緊急時利用登録の情報について、変更がありましたので届出します。

記

登録者氏名： _____

変更年月日： _____

変更が生じた項目	変更前の情報	変更後の情報

松江市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

届出者 所在地
事業者名
代表者名

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第9条第1項の規定により、以下のとおり申請します。

1	事業所の名称			
2	事業所の所在地	〒 ー		
3	事業所の電話番号			
4	事業所番号			
5	地域生活支援拠点としての位置づけ	松江市と地域生活支援拠点等の機能を担うことについて協議した日	令和 年 月 日	
6	市及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	※担当者が複数いる場合は、1枠に1名ずつ記載		
7	登録する事業の種別	☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練(機能訓練) ☐ 自立訓練(生活訓練) ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援(A型) ☐ 就労継続支援(B型) ☐ 自立生活援助 ☐ 施設入所支援 ☐ 地域移行支援 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援 ☐ 障がい児相談支援		
8	地域生活支援拠点として担う機能(または追加する機能)	☐ 相談 ☐ 緊急時の受け入れ・対応 ☐ 体験の機会・場 ☐ 専門的人材の確保・養成 ☐ その他()		
9	開始(変更)日	令和 年 月 日		
10	当該申請により算定する法内報酬	算定有無	算定する加算	対象サービス
			《緊急時対応加算(地域生活支援拠点等の場合)》	訪問系サービス※、重度障害者等包括支援(訪問系サービスのみ対象)
			《緊急時支援加算(地域生活支援拠点等の場合)》	自立生活援助、地域定着支援、重度障害者等包括支援(自立生活援助のみ対象)
			《地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算》	短期入所、重度障害者等包括支援
			《緊急時受入加算》	日中系サービス※
			《障害福祉サービスの体験利用加算》	日中系サービス※
			《体験利用支援加算・体験宿泊加算》	地域移行支援
			《地域移行促進加算(Ⅱ)》	施設入所支援
			《地域生活支援拠点等相談強化加算》	計画相談支援、障害児相談支援
			《地域生活支援拠点等機能強化加算》 ※この加算を算定する場合、別紙「地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出」をあわせて提出すること。	計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援
<添付書類> 9に掲げる報酬を算定しようとする場合は、下記書類を添付してください。 ☐ 運営規程 ※運営規程は、当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されているもの(規定の変更の手續中であるものを含む。)に限ります。なお、事業所の運営規程が変更の手續中のものである場合は、当該変更の手續の完了後、速やかに変更後の運営規程を提出してください。				

※サービス名について
訪問系サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
日中系サービス:生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援(養成含む)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援

様

松江市長

松江市地域生活支援拠点等事業所登録に係る通知書

松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第9条第1項の規定により、申請のあった件について、次の通り決定(不登録)いたしましたので、松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第9条第2項の規定により、通知いたします。

事業所の名称				
事業所所在地				
事業所番号				
登録する事業の種別	☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練(機能訓練) ☐ 自立訓練(生活訓練) ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援(A型) ☐ 就労継続支援(B型) ☐ 自立生活援助 ☐ 施設入所支援 ☐ 地域移行支援 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援 ☐ 障がい児相談支援			
地域生活支援拠点等として担う機能	☐ 相談 ☐ 緊急時の受け入れ・対応 ☐ 体験の機会・場 ☐ 専門的人材の確保・養成 ☐ その他()			
登録内容	実施の有無	算定可能な加算	開始 (変更・終了) 年月日	備考
		緊急時対応加算 (地域生活支援拠点等の場合)		
		緊急時支援加算 (地域生活支援拠点等の場合)		
		地域生活支援拠点等として 短期入所を行った場合の加算		
		緊急時受入加算		
		障害福祉サービスの体験利用加算		
		体験利用支援加算・体験宿泊加算		
		地域移行促進加算(Ⅱ)		
		地域生活支援拠点等相談強化加算		
		地域生活支援拠点等機能強化加算		
不登録決定の場合 不登録の理由				

松江市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

届出者 所在地
事業者名
代表者名

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第9条第4項の規定により、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

1 申請区分	1 変更	2 廃止	3 休止・再開
2 事業所の名称			
3 事業所の所在地	〒 —		
4 事業所の電話番号			
5 事業所番号			
6 変更日	令和 年 月 日		
7 廃止・休止・再開する理由			

年 月 日

様

松江市長

松江市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第11条第2項の規定により、次のとおり登録を取り消しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所番号	
取消年月日	年 月 日
取消理由	